

横断整理 総仕上げ



この特集では、各法律科目をテーマ別に図表で整理し、基本事項を視覚的にわかりやすくまとめています。さらに、各テーマごとに練習問題を用意し、学んだ内容をその場で確認・復習することで、全科目満遍なく本試験に向けた解答力を高めていきます。



社会保険労務士
三宅 大樹
(山川社労士予備校)

1 目的条文 (主要科目)

<p>労基法</p>	<p>1) 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。 2) この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。</p>
<p>安衛法</p>	<p>この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。</p>
<p>労災法</p>	<p>労働者災害補償保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない2以上の事業に使用される労働者（以下「複数事業労働者」という）の2以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由、複数事業労働者の2以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>
<p>雇用法</p>	<p>雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要の給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合並びに労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業をした場合に必要の給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用</p>

	機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。
国年法	国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。
厚年法	この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
健保法	この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害（労働者災害補償保険法第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう）以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

ワンポイントレッスン

① 労災保険法と社会保険法科目3法の保険事故（各法の規定に基づいて保険給付がされる原因となる出来事を指す）を横断すると、以下のとおりです。

	負傷	疾病	障害	死亡	老齢	出産	発生事由
労災法	○	○	○	○*	—	—	業務上・複数業務要因・通勤
国年法	—	—	○	○	○	—	特に問わない
厚年法	—	—	○	○	○	—	特に問わない
健保法	○	○	—	○	—	○	業務災害以外

* 目的条文では、「死亡等」とされ、この「等」とは二次健康診断等給付のことを指している。

② 厚生年金保険法及び健康保険法の目的条文で使われている「生活の安定」という語句については、下記のとおり社会保険科目と社会一般常識の法律の目的条文に用います（最低賃金法と賃金支払確保法は、労働一般常識だが例外です）。一方で、「職業の安定」や「雇用の安定」という語句は、労働科目の法律の目的条文で用います。

生活の安定	最低賃金法、賃金支払確保法、厚生年金保険法、健康保険法、船員保険法、確定給付企業年金法、確定拠出年金法、児童手当法
職業の安定	雇用保険法（二事業）、労働施策総合推進法、職業安定法、高年齢者雇用安定法、障害者雇用促進法、職業能力開発促進法
雇用の安定	労働者派遣法
生活及び雇用の安定	雇用保険法（失業等給付等）
職業及び生活の安定	求職者支援法
個別の労働関係の安定	労働契約法